

# 石綿濃度測定結果報告書について

千代田区環境政策課公害指導係  
電話 03-5211-4254

特定粉じん排出等作業終了後、石綿濃度測定結果報告書を提出してください。  
千代田区ホームページに「石綿濃度測定結果報告書」を掲載しています。

## 1 添付書類

環境測定事業者による、石綿の濃度測定結果報告書

※測定時の写真、チェックリスト、点検表、廃棄物処理のマニフェストは不要です。

## 2 工程等に変更があった場合の報告について

(1) 当初の届出内容と、実際の工事内容(作業期間、工法、除去面積、特定建築材料の使用箇所、測定箇所等)に変更が生じている場合は、変更内容を報告してください。

(2) 必要に応じて、工程表、図面等を用意し、報告書に添付してください。

※当初の届出内容と、実際の工事内容、期間等が大幅に変更になる場合は、改めて届出書を出していただくなどの対応が必要です。変更の必要が生じた段階で、必ずご連絡、ご相談ください。

## 3 その他

・石綿濃度測定結果報告書の報告者は、発注者、施行者(元請け)のほか、施行者(元請け)の現場責任者でも差し支えありません。

・測定結果の総繊維数濃度(作業中の作業室内を除く)が1本/Lを超えた場合は、石綿を同定していただく必要があります。

※石綿濃度が1本/Lを超えた場合は、その原因、講じた対策、対策の結果などを報告していただく場合がありますので、必ずご連絡、ご相談ください。